

<対策のポイント>

林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用などの様々な分野における木材需要の創出と高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（27百万m³ [平成28年] → 40百万m³ [平成37年]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業

○ 民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進する取組を中央段階及び地域段階で支援します。

2. 「地域内エコシステム」構築事業

- ①木質バイオマスのエネルギー利用における「地域内エコシステム」の構築に向け、地域の体制づくりや技術開発、技術面での相談・サポート等を支援します。
- ②木材の新たなマテリアル利用促進に向けた技術開発等を支援します。

3. 高付加価値木材製品輸出促進事業

○ 木造住宅等の輸出を促進する取組や企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、日本産木材製品のPR等の取組を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業

○ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録推進、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。国内外の違法伐採関連情報を提供します。

5. 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業

○ 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、木造建築物のプロトタイプ作成・実証・普及、民間企業や国民に対する普及啓発活動の取組を支援します。

6. 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業

○ きのこと原木等生産資材の導入円滑化や、薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供を支援します。

<事業の流れ>

定額（定額、1/2）、委託



6

1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業



施設の用途に応じた木造化・木質化の在り方や低コスト化方策の検討・普及



地域への専門家の派遣によるノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及

2 「地域内エコシステム」構築事業



F/S調査や地域協議会の運営、技術開発、相談窓口の設置等



CNF等木材の新たなマテリアル利用の技術開発や用途開発、実証等

3 高付加価値木材製品輸出促進事業



- ・輸出向け製品の規格化の検討や施工マニュアルの作成、国内外での技術講習会の開催等
- ・企業が連携して日本産木材製品を輸出するモデル的な取組
- ・既存モデル住宅等を活用した日本産木材製品のPR活動や新たな輸出先国でのセミナー開催等

4 「クリーンウッド」普及促進事業



木材関連事業者の登録を促進するための、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、協議会の普及啓発活動



「クリーンウッド・ナビ」での合法伐採木材関係情報の提供

5 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業



- ・木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築
- ・新しい技術・構法等の汎用化・低コスト化を図るための木造建築物のプロトタイプ作成及びその実証・普及
- ・民間企業や国民に対する木材利用の理解促進等に向けた普及啓発活動



6 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業



きのこと原木の需給情報の収集・分析・提供及び薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供



きのこと原木等の生産資材導入費（震災前価格との差額の1/2）

【お問い合わせ先】 (1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(6の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)

<対策のポイント>

林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（27百万m³ [平成28年] → 40百万m³ [平成37年]）

<事業の内容>

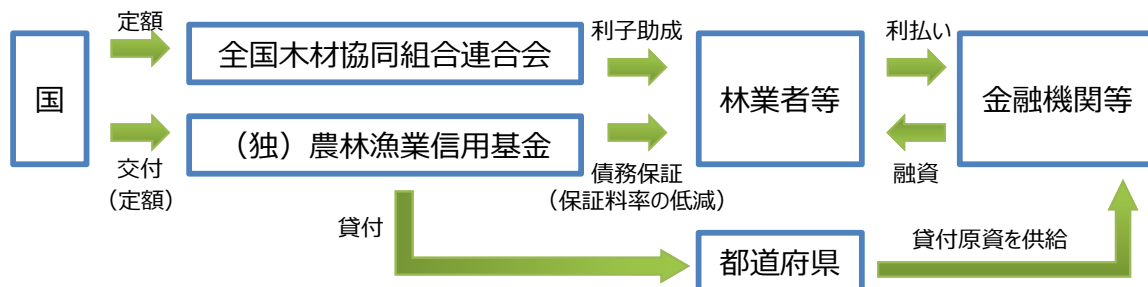
1. 林業施設整備等利子助成事業

- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業者や自然災害の被害を受けた林業者等が(株)日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合に、**最大2%・最長10年間の利子助成**を行います。

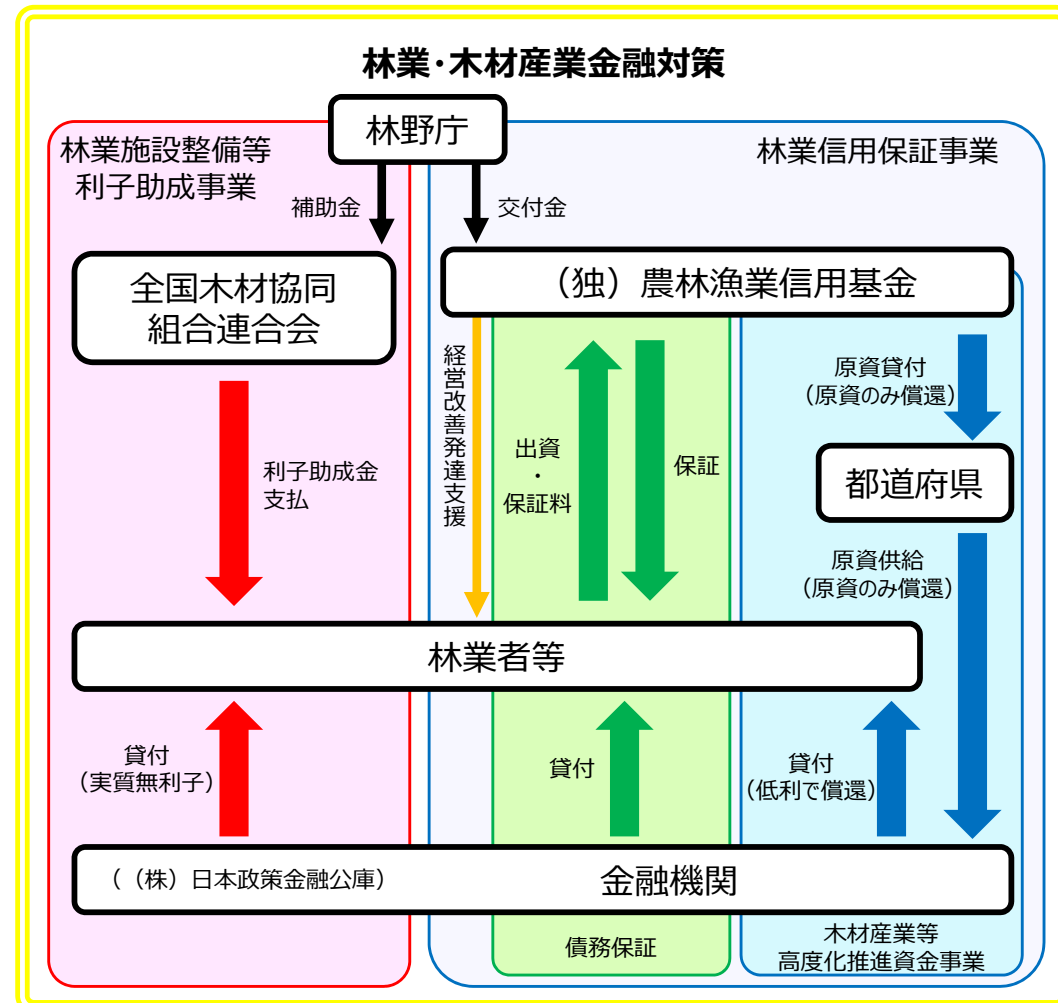
2. 林業信用保証事業

- (独)農林漁業信用基金が、以下の取組を実施するために必要な経費を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
 - ① 債務保証による代位弁済費の一部支援により、**保証料率を低減**します。
 - ② 重大な災害からの復旧に債務保証を利用する場合、**保証料を実質免除**します。
 - ③ 経営合理化等に必要な**運転資金を低利で融通**するための支援を実施します。
 - ④ 林業経営者に対する**経営改善発達に係る助言等**を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、**間伐や路網整備、再造林等を推進**するとともに、国土保全や地球温暖化防止等に貢献します。

<政策目標>

森林吸収量2.7%以上（平成17年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ha）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 間伐や路網整備、再造林等

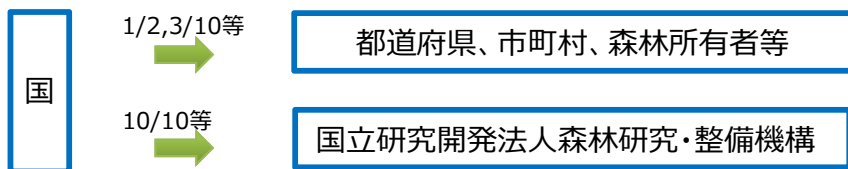
森林環境保全直接支援事業	36,361(23,194)百万円
森林資源循環利用林道整備事業	4,275(1,833)百万円
林業専用道整備事業	1,182(1,000)百万円

- ① 森林資源が充実した区域等において、**路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備**します。また、**効率的な森林整備のための航空レーザ計測**を実施します。
- ② **再造林や間伐等の森林整備**を推進することで、健全な森林を育成します。

2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林等の整備

特定森林再生事業（環境林整備事業を再編）	3,400(2,850)百万円
水源林造成事業	27,464(24,845)百万円

<事業の流れ>

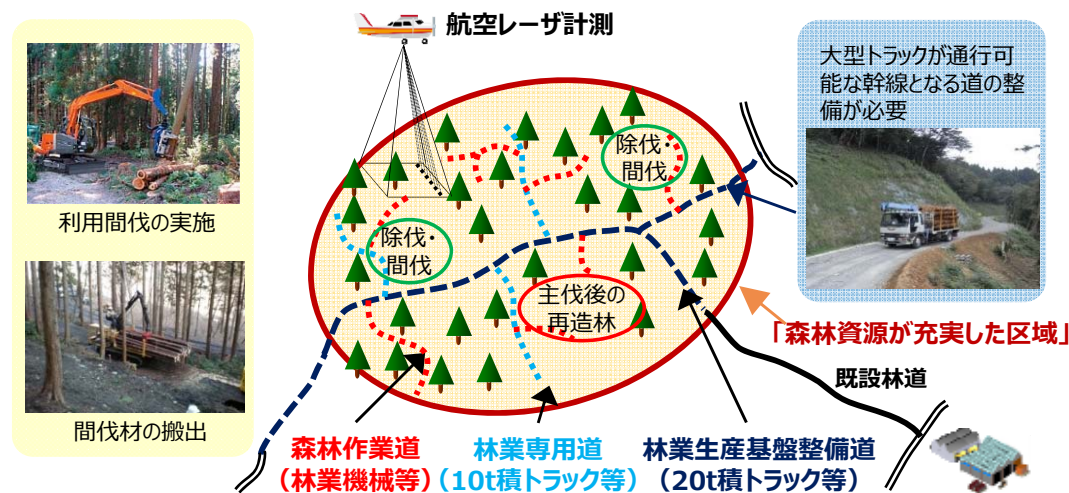


※このほか国有林による直轄事業を実施

新たな森林管理システムを支える条件整備
(森林の経営管理を集積・集約化する地域を中心として重点的に支援)

- 木材生産と森林管理を行うための路網整備
- 利用間伐等の促進

- ・ 路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備
- ・ 間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立



※ このほか、台風等の気象害を受けた被害森林の整備などを推進

<対策のポイント>

豪雨災害等、激甚化する災害に対する山地防災力強化のため、**荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化等の治山対策を推進**します。

<政策目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加

<事業の内容>

1. 荒廃山地の復旧・予防対策の推進

豪雨災害等、激甚化する災害による荒廃山地の復旧・予防対策を実施します。

2. 多様化する山地災害に対する治山対策の強化

- ① 流域を一体とした復旧・予防対策や 流木捕捉式治山ダムに堆積した流木の除去などの対策を総合的に実施します。
- ② 施設の改良と併せた場合に、火山灰土の排土等の緊急対策を実施します。
- ③ 災害関連緊急地すべり防止事業と一体的に、**周辺被災箇所も含めた地すべり対策工事**を集中的に実施します。

流木防止総合対策事業	1,500(-)百万円
緊急総合地すべり防止事業	250(-)百万円
防災林造成事業	3,123(2,909)百万円

3. 崩壊地・地すべり等の集中的な復旧整備

大規模な崩壊地や地すべり等の復旧のため、民有林直轄治山事業に新規着手するなど、集中的な復旧整備を実施します。

民有林直轄事業	13,825(11,086)百万円
---------	-------------------

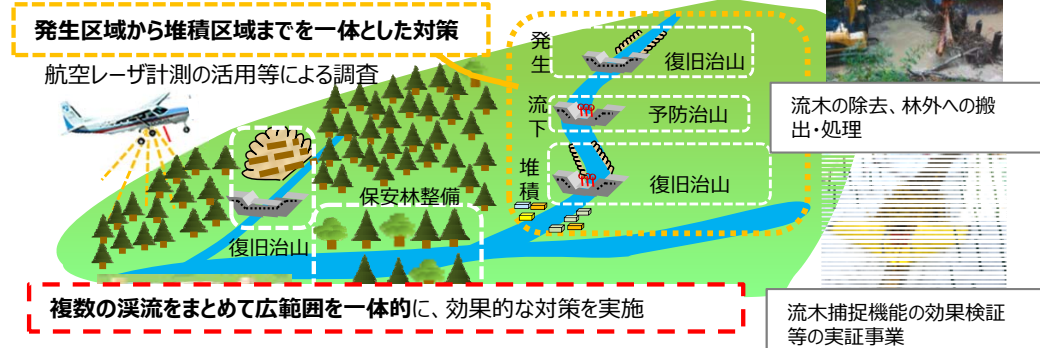
<事業の流れ>



※国有林や、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等については、国による直轄事業を実施

<事業イメージ>

○ 流域を一体とした流木対策



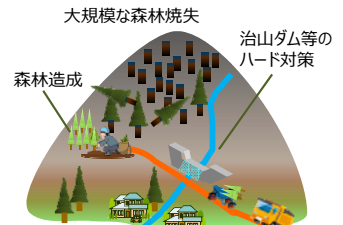
○ 火山噴火・山火事対策の強化



異常堆積した火山灰土の排土

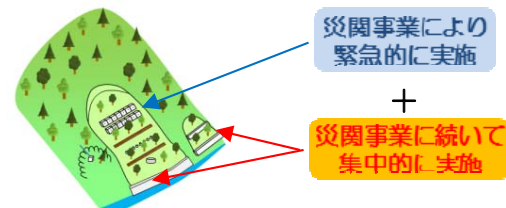


土石流センサーの設置



森林造成と一体的にハード対策を実施

○ 地すべり対策の強化



災害関連緊急地すべり防止事業と一体的に対策を実施する事業



水位・ひずみ計による調査

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が23.4億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [平成37年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進 [平成32年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。また、これと一体となって**事業効果を高めるために必要な効果促進事業**を実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、
海岸保全施設整備等
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに**配分**できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

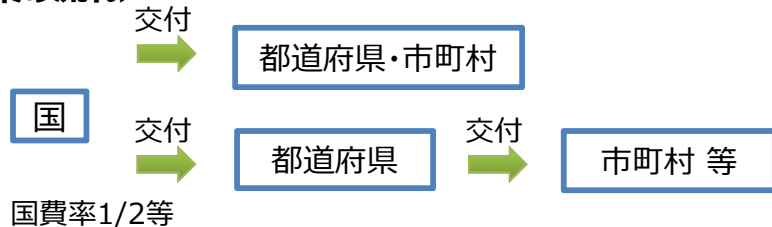


津波・高潮対策としての水門整備

[お問い合わせ先]

- | | | |
|----------------|------------|----------------|
| (農業農村分野に関すること) | 農村振興局地域整備課 | (03-6744-2200) |
| (森林分野に関すること) | 林野庁計画課 | (03-3501-3842) |
| (水産分野に関すること) | 水産庁防災漁村課 | (03-6744-2392) |

<事業の流れ>



<対策のポイント>

新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、多様な担い手の育成等について、総合的に取り組みます。あわせて、新たな森林管理システムの運営に当たって市町村への指導・助言を行える技術者を養成し、地域の森林・林業行政の支援体制を構築します。

<政策目標>

- 新規就業者の確保（1,200人〔平成31年度〕）
- 林業労働災害死傷者数（平成29年比5%以上減少〔平成34年まで〕）
- 林業労働災害死亡者数（平成29年比15%以上減少〔平成34年まで〕）
- 新たな森林管理システムの支援を行える技術者の育成（1,000人〔平成35年度まで〕）

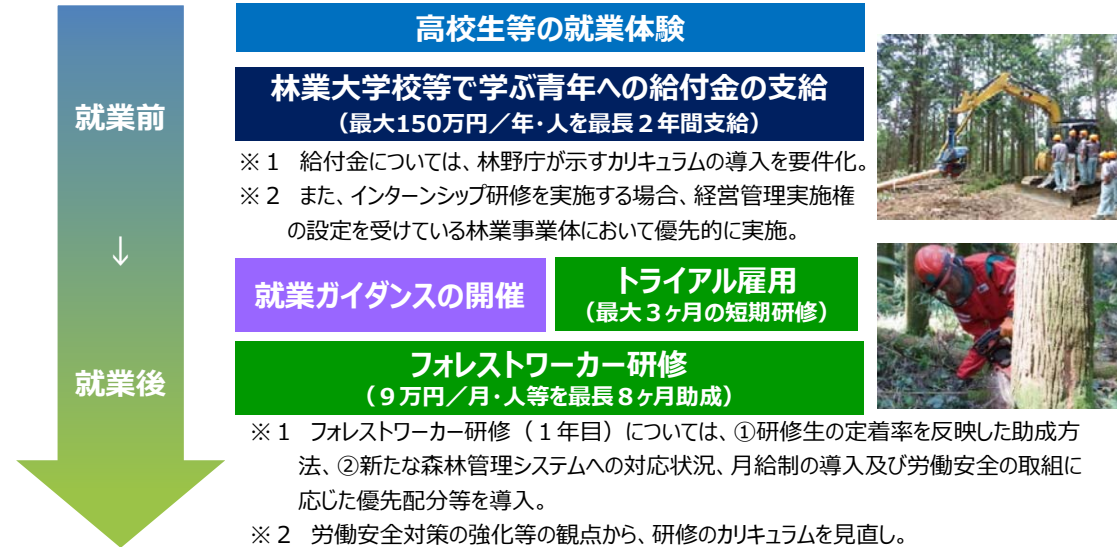
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 森林・林業新規就業支援対策 5,318（4,810）百万円

- ① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,869（4,500）百万円
就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修）等に必要な経費を支援します。
- ② 緑の青年就業準備給付金事業 400（272）百万円
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
- ③ 多様な担い手育成事業 49（38）百万円
高校生等に対する就業体験、就業ガイドラインの整備等による女性の活躍推進、林業グループの育成に対する取組等を支援し、多様な担い手を育成します。

1. 新規就業者の確保・育成



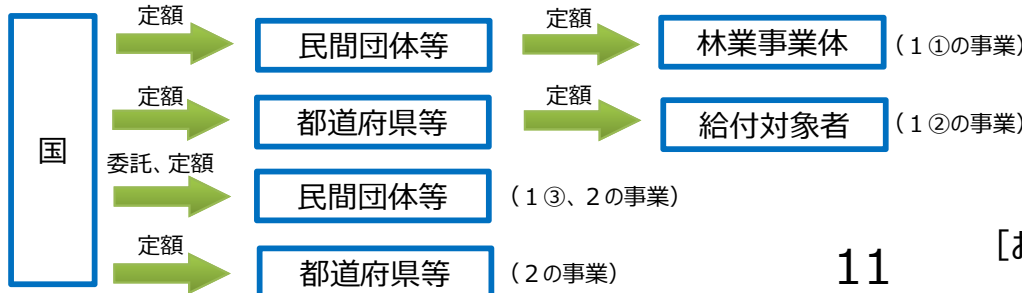
2. 新たな森林管理システム導入円滑化対策 30（一）百万円

- 新たな森林管理システムの円滑な運営を図るため必要な技術・指導力を有し、市町村の森林・林業担当職員を支援する人材を養成するとともに、その技術水準の維持・向上を図るための継続教育等を実施します。
また、新たな森林管理システムに係る業務運営の対応力を養成するため、都道府県等が行う実践型研修（OJT）の実施に対して支援します。

2. 新たな森林管理システムの円滑な運営に必要な人材育成



<事業の流れ>



森林・山村多面的機能発揮対策

【平成31年度予算概算要求額 1,501 (1,501) 百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、**地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を支援**します。

<政策目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [平成33年度まで]）
- 自主的に横展開を図る取組を行うなど地域コミュニティの維持・活性化につながる活動を行った活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

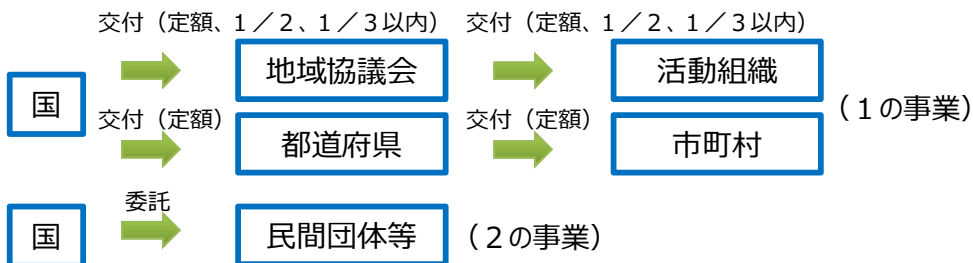
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,483 (1,483) 百万円

- 地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する**活動組織**が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- 地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため**中山間地域**における農地等の維持保全にも資する取組を行う場合は、優先的に支援します。
- 活動組織の自主的な活動への移行を促すため、**4年目以降も継続して行う活動への支援単価を創設**するとともに、**活動組織自らの施業技術講習等に対する支援を強化**します。

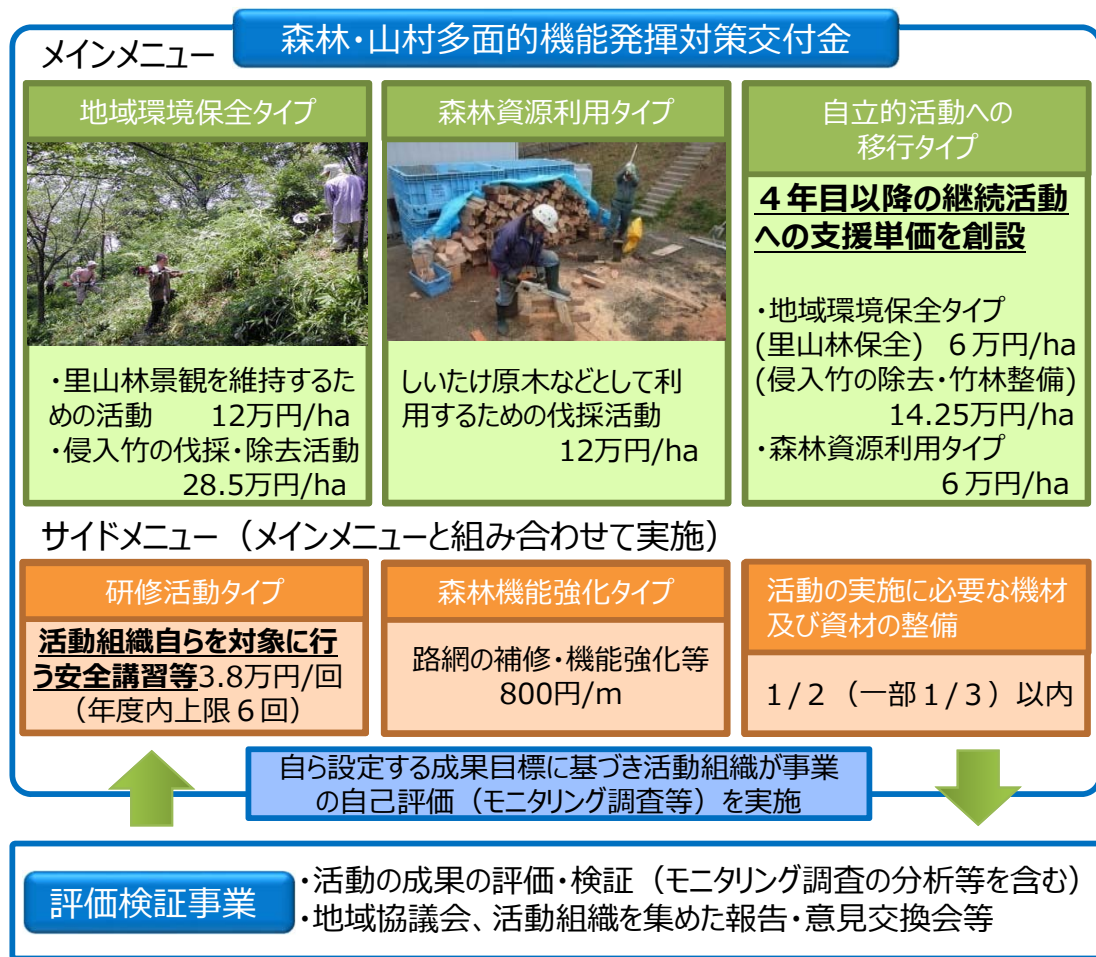
2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 18 (18) 百万円

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等**を開催します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

花粉症対策苗木への植替の支援、花粉飛散防止剤の実用化に向けた林地実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査、スギ雄花着花特性の高精度検査手法の開発を進めるとともに、これらの成果の普及啓発等を一体的に実施し、総合的に花粉発生源対策を進めます。

<政策目標>

スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合の増加（約3割 [平成28年度] → 約7割 [平成44年度まで]）

<事業の内容>

1. 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 10 (10) 百万円

- 花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果の普及、特色ある植替促進等の取組の情報収集及び発信を支援します。

2. 花粉症対策苗木への転換の促進 70 (60) 百万円

- ① 花粉症対策苗木への植替促進
花粉発生源となっているスギ林等の植替やコンテナ苗植栽結果の検証等を促進するため、加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。

- ② 花粉症対策品種の開発の加速化
花粉症対策品種の開発を加速化するため、スギ雄花着花特性を短期間・高精度で検査する手法の開発を支援します。

3. スギ花粉飛散防止剤の実用化試験 29 (29) 百万円

- 花粉飛散防止剤の実用化を図るため、空中散布の基本技術の確立、低コスト・高品質な大量培養技術の開発等を支援します。

4. スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進 23 (-) 百万円

- スギ雄花着花状況等の調査、ヒノキ雄花の観測精度向上のための調査手法の開発を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

花粉症対策苗木への転換の促進

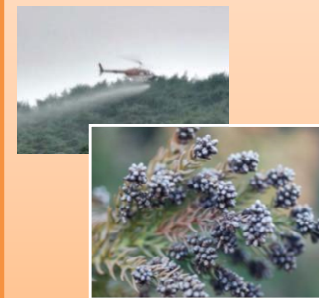
- ・加工業者・素材生産業者等が行う森林所有者への働きかけ、対策苗木への植替
- ・補助対象にヒノキを追加



取組事例やコンテナ苗植栽状況の報告

スギ花粉飛散防止剤の実用化試験

- ・スギ花粉飛散防止剤の空中散布技術の開発
- ・低コスト・高品質な大量培養技術の開発



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

開発状況の共有

スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進

- ・スギ雄花着花状況等の調査
- ・ヒノキ雄花観測技術の開発、試行的な着花状況調査の実施
- ・ドローンの活用等による効率的かつ高精度な着花量推定手法の開発



<雄花着花量調査>

雄花着花量情報の共有

総合的な花粉発生源対策の強化及び普及

- ・上記の取組状況や調査成果、特色ある地域の植替促進取組等の情報収集
- ・森林所有者、自治体、研究機関、メーカー、医療機関、国民への情報提供・発信

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【平成31年度予算概算要求額 12,391 (10,516) 百万円】

<対策のポイント>

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**地域関係者が一体となった被害対策の取組**や、**ジビエ利用拡大に向けた取組**を支援するとともに、シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域かつ計画的な捕獲等のモデル的な実施や捕獲手法の普及等を行います。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加 [平成32年度まで]
- シカ、イノシシを約70万頭捕獲 [平成31年度]
- ジビエ利用量を倍増 [平成31年度まで]

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 12,217(10,350)百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。
(ハード対策) 侵入防止柵、処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設、衛生管理高度化設備、搬入促進施設 (例:ジビエカージュニア) の整備 等※1

(ソフト対策)

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動※2
- ・ICT等の新技術実装による「スマート捕獲」の取組
- ・都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組※3
- ・捕獲活動経費の直接支援
- ・鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等の研修
- ・国産ジビエ認証取得等に向けた支援等、**モデル地区の取組の横展開**
- ・全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援 等

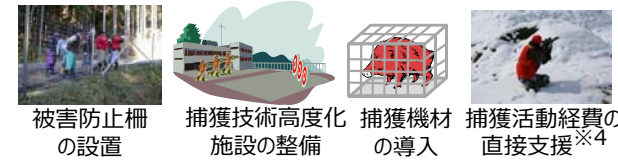
- ※1侵入防止柵を自力施工する場合、資材購入費相当分を定額支援。条件不利地は55/100以内、沖縄は2/3以内。
- ※2実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援 (市町村当たり200万円以内等)。
- ※3都道府県当たり2,300万円以内を定額支援。

2. シカによる森林被害緊急対策事業 174 (166)百万円

- ・シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施
- ・捕獲手法の効果的な普及に向けたマニュアルの整備等や、シカ被害対策を企画し指導できる人材の育成を実施 等

<事業イメージ>

総合的な鳥獣被害対策



※4シカ、イノシシの成獣について、9～7千円/頭以内をジビエの処理加工施設や焼却施設等への運搬等の実態に即して交付する仕組みの導入

「スマート捕獲」の推進

ICTを活用した罠等の実装を通じて、「スマート捕獲」を実現



捕獲の効率化・合理化

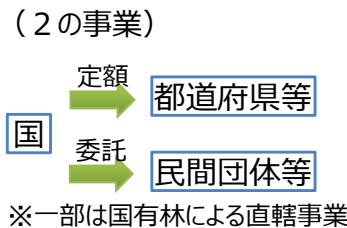
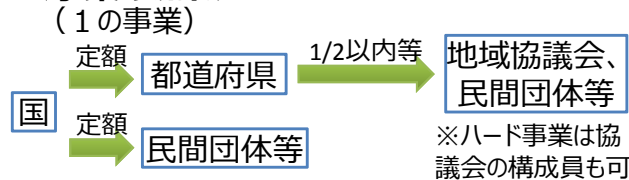
「モデル地区の取組の横展開」



<例:ジビエカージュニア>
 ○保冷搬出により肉の劣化を防止。より広域から搬入可能となる。
 ○国産ジビエ認証に必要な知識等の習得等による衛生管理の向上
 ○衛生管理高度化設備支援 ○処理加工施設の国産ジビエ認証取得促進

ジビエ利用率の向上、搬入・処理頭数の増大

<事業の流れ>



〔モデル的な捕獲等の実施〕



〔捕獲手法の普及〕

